

業 務 仕 様 書

当該仕様書は、業務の履行に当たり、札幌市役務契約約款に定めるものの他、受託者が行わなければならない事項を定めるものである。

1 役務の名称

札幌市平和訪問団派遣業務

2 業務の概要

札幌市の平和事業の一環として、札幌市内の学校に通う小学5・6年生、中学生及び高校生を、戦争の悲惨さと平和の大切さについて学ぶため、「札幌市平和訪問団」として沖縄県に派遣するに当たっての交通手段及び宿泊先等の手配及び添乗業務を行う。

3 履行期間

契約締結日から札幌市平和訪問団帰着（令和4年7月28日（木））まで

4 派遣日程

令和4年7月26日（火）から7月28日（木）までの2泊3日
（詳細は、別紙「札幌市平和訪問団派遣予定行程表」のとおり）

5 派遣者

派遣者の内訳は次のとおりとし、人数は添乗員分も含め合計9人となる。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 小学5・6年生 | 2人 |
| (2) 中学生 | 2人 |
| (3) 高校生 | 2人 |
| (3) 引率職員 | 2人 |
| (4) 添乗員 | 1人 |

※ 派遣される小中学生は6月下旬に決定予定。

6 業務の内容

別紙「札幌市平和訪問団派遣予定行程表」を参考に、次の各項目に定める業務を行うこと。

(1) 航空券の手配

次の条件を満たす航空券を手配すること。なお、直行便が就航している場合は優先して選択することに加え、利用する航空会社は欠航時の対応を考慮し、比較的豊富な便数が就航しているフルサービスキャリアとすること。選択する便の詳細は下記の時間を目安に委託者と調整の上で決定する。

ア 区間 新千歳空港～那覇空港（往復）

- ・行き：7月26日（火）新千歳空港→那覇空港（那覇空港に15時台に到着する便）
- ・帰り：7月28日（木）那覇空港→新千歳空港（那覇空港を13時台に出発する便）

イ 数量 9人分（小学生2人・中学生2人・高校生2人・引率職員2人・添乗員1人）

※ 小学6年生は大人料金（12歳以上）扱いとなる可能性があるため、大人料金で算出すること。

(2) ジャンボタクシーの手配

次の条件を満たすジャンボタクシーを手配すること。

ア 区間① 札幌市内～新千歳空港（往復）

- ・行き：7月26日（火）札幌市内→新千歳空港
- ・帰り：7月28日（木）新千歳空港→札幌市内

イ 区間② 沖縄県内

那覇空港から沖縄県内の見学施設及び宿泊施設を移動する。

ウ タクシーの仕様

- ・9人（添乗員を含む）が乗車し、かつ、人数分の荷物を積載可能な車両とすること。
- ・熱中症予防のため、冷房可能な車両とすること。
- ・沖縄県内においては、ガイド兼務の運転手とすること。

エ その他

全行程における有料道路及び駐車場代も含めること。

(3) 船舶乗船券の手配

下記の条件を満たす船舶の乗船券を手配すること。

ア 区間 本部港～伊江島（往復）

イ 数量 9人分（小学生2人・中学生2人・高校生2人・引率職員2人・添乗員1人）、車両（ジャンボタクシー）1台分

(4) 添乗員の手配

次の条件を満たす添乗員を1人同行させ、添乗業務を行うこと。

ア 女子児童・生徒の参加に考慮し、女性の添乗員とすること。

イ 添乗員は、旅行期間中、参加者と行動を共にし、引率者の指示に従うこと。

ウ 添乗員は、修学旅行引率経験者又は沖縄県内のツアー添乗員経験者が望ましい。

(5) 宿泊施設の手配

次の条件を満たす宿泊施設を手配すること。

ア 宿泊地 別紙に示す予定行程に支障のない場所に位置すること

- ・7月26日（火） 本部町周辺
- ・7月27日（水） 那覇市内

イ 宿泊数 2泊

ウ 宿泊者数 9人（小学生2人、中学生2人、高校生2人、引率職員2人、添乗員1人）

エ 部屋のタイプ及び部屋数

- ・小中学生及び高校生用：ツイン3室（ただし、参加者の性別によって変更があるため、参加者決定後、別途指示する。）
- ・引率職員・添乗員用：シングル3室

オ その他 宿泊施設は中ランク程度、朝食付きとし、宿泊料金は全て税・サービス料込みとする。また、夕食後に、「当日の振り返り」を1時間前後行う

ことを予定しており、8人程度がミーティングできるようなラウンジ等のある宿泊施設とすること。(ラウンジ等の使用に別料金が見込まれる場合は、その金額も含めること。)

(6) 食事の手配

次のとおり昼食及び夕食を手配すること。昼食は弁当を可とする。

ア 数量

- ・昼食 3回×9人分(添乗員含む)
- ・夕食 2回×9人分(添乗員含む)

イ 金額

- ・昼食 一人当たり1,080円(税込)程度
- ・夕食 一人当たり2,160円(税込)程度

※ 弁当等の調達に当たっては、廃棄物抑制の観点から、容器包装が最小限のもので、かつ、リサイクル可能なものを選択すること。

(7) 沖縄県内見学施設入場券等の手配

所定の時間で見学可能な施設を委託者と調整の上で決定し、入場料が必要な場合は、入場券等を手配すること。

〈視察候補地(現時点での予定)〉

7月26日(火)	旧海軍司令部壕又は糸数アブチラガマ
7月27日(水)	伊江島戦跡(公益質屋跡、城山、ニャティヤ洞)、沖縄県平和祈念資料館・平和の礎、ひめゆり平和祈念資料館
7月28日(木)	首里城公園

(8) 健康管理用品の支給

熱中症予防のため、行程中必要な保冷剤等の支給を行うこと。

ア 保冷剤 児童・生徒の身体又は服装の上から付着可能な大きさ・仕様とし、全ての野外活動時間において有効性を保持できる分量を用意すること。

イ 飲料 1日当たり2本以上(500ml/本)を現地で支給すること。

(9) 事前説明会への出席

派遣前の7月中に開催する参加者への事前説明会に出席し、行程や注意事項等について説明すること。

7 環境への配慮について

業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 提出書類

契約締結後、受託者は契約金額に係る積算内訳書を、指定する期日までに提出すること。

9 その他

- (1) 受託者は事前に委託者と十分に打ち合わせを行い、本業務が円滑に遂行されるように最大限努めること。
- (2) 業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者と協議し指示を受けること。
- (3) 本業務に関して問題が生じた場合は、委託者及び受託者双方が協議してこれを処理することとする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行のために提供されたデータ等について、外部に漏えいがないよう厳重に注意し、適切に業務を行う。特に、個人情報を取り扱う際は、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (5) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し指示を受けること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、安全な実施に支障が生じた際は、内容の変更又は中止とする場合があるため、契約解除又は契約変更に係る取扱いについては、委託者と協議すること。

また契約解除等の時点において、準備等により既に業務が発生し、受託者が費用を負担している場合、当該費用の負担については委託者と受託者とが協議することとし、必要に応じて委託者が当該費用を支払う。

9 担当

札幌市市民文化局地域振興部区政課平和事業担当 金子
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2252 FAX：011-218-5156

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。